

# リビング・ベネフィット(終身型)

生前給付保険(終身型) 98 **無配当**

生前給付終身保険特約 **無配当**



## 特長

### 死亡保障に加え、三大疾病の保障も得られます。

次のいずれかに該当した場合、保険金をお支払いします。

- 死亡されたとき
- 三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)で所定の状態になったとき
- 高度障害状態になったとき

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

### 保険料の高額割引制度があります。

保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

### 身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

**+** 保険料のお払い込みが不要になる事由を、所定の障害状態、所定の要介護状態に拡大する保険料払込免除特約もあります。

### 契約者貸付をご利用いただけます。

生前給付保険(終身型)98は、解約返戻金額の所定の範囲内で貸付を受けることができます。

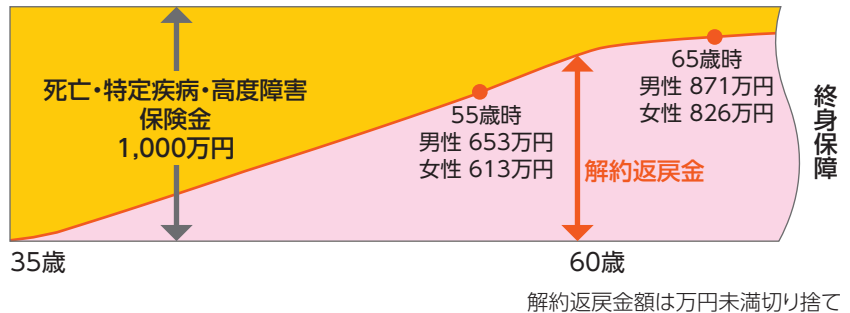
## 仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 保険金額：1,000万円
- 保険期間：終身
- 保険料払込期間：60歳まで

### 生前給付保険(終身型) 98

- 個別毎月払保険料  
男性：31,280円 女性：30,460円



## 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由		お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき		死亡保険金受取人
特定疾病保険金	対象となる疾病	悪性新生物(がん) 責任開始期以後に責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に罹患したと、医師によって診断確定されたとき ただし、以下の場合を除きます。 ・上皮内がん ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・責任開始期から90日以内に診断確定された乳がん	被保険者 (保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
		急性心筋梗塞 責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、医師の診察を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。	
		脳卒中 責任開始期以後に脳卒中を発病し、医師の診察を受けた日から60日以上所定の後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象となります。	
高度障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき		

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



## 契約年齢の範囲

- ◆5歳～85歳
- 契約年齢によって保険料払込期間は異なります。

## 取扱保険金額

- ◆200万円～1億円\*
- \*個人契約の場合、5,000万円

## 保険料払込方法

- ◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

## 保険料の自動振替貸付

- ◆保険料のお払い込みがないまま払込猶予期間が過ぎたときは、解約返戻金額の範囲内で、当社が自動的に保険料をお立て替えます。
- あらかじめ希望されない旨のお申し出があった場合は適用されません。

## 払済保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険料払込済の生前給付保険(終身型)98に変更できます。
- ◆変更後の保険金額は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定められます。保険金額は少なくなりますが、保障は一生継続します。

## 延長保険への変更

- ◆以後の保険料のお払い込みを中止して、保険料払込済の生前給付保険(定期型)98に変更できます。
- ◆変更後の保険期間は、変更時の解約返戻金をもとに新たに定めます。保険期間は一定期間となりますが、保険金額は変更時と同額です。

## 年金でのお受け取り

- ◆5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

## 付加できる特約

- リビング・ニーズ特約(04)
- ナーシング・ニーズ特約(04)\*
- 保険料払込免除特約
- 5年ごと利差配当付年金支払特約
- \*保険料の払込期間が終身の場合は、ご契約後、払済保険に変更した場合のみ付加できます。
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

## ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
 ホームページ <http://www.sonymylife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。